

# 正誤情報

このたびは森北出版株式会社発行の書籍をお買い求めいただき、誠にありがとうございました。下記の書籍につきまして誤りのある箇所がございましたので、お詫びし訂正させていただきます。

2020年12月29日 森北出版株式会社 生産マネジメント部

## タイトル

# 都市計画(第3版)

## 正誤対象

お手持ちの書籍の刷数をお調べのうえ、下の表をご覧ください。正誤表内の一番左に「対応刷数」という列がございます。該当する刷数の訂正情報をご参照下さい。

なお、刷数につきましては下記「刷数の調べ方」をご参照ください。

お持ちの本の刷数				
1	対応刷数	1	より	3 までをご参照ください
2	対応刷数	2	より	3 までをご参照ください
3	対応刷数	3	を	ご参照ください
それ以降	現在把握している訂正情報はございません			

## 刷数の調べ方

本の一番後ろのページ(広告等除く)に下図のようなページがございます。ご参照いただき、お持ちの本の刷数をお調べください。



日付の最も新しい行に記載された数字がお持ちの本の刷数となります

対応刷数	頁	行数, 図・表・式番号	誤	正				
2	iii	表 2行目	(略称) 移動円滑化法 (正式名称) …円滑化の推進に関する法律	移動円滑化法 …円滑化の <b>促進</b> に関する法律				
2	iii	表 5行目	(略称) 拠点都市法 (正式名称) …再開発の促進に関する法律	拠点都市法 … <b>再配置</b> の促進に関する法律				
2	iii	表の 17行目 下に挿入	「新住市法」の下に右の1行を挿入	(略称) 大災害復興法 (正式名称) 大規模災害からの復興に関する法律				
1	3	8行目	a. 四大文明地域	a. 大河流域に発達した古代都市				
1	3	10行目	出現した. 四大文明といわれるチグリス・ユーフラテス川…	出現した. チグリス・ユーフラテス川…				
1	5	下から 3行目	四大文明に続いたのが古代ギリシャである.	大河流域の文明に続いたのが古代ギリシャである.				
3	8	下から 7行目	十字軍(1096~1270)の派遣を機に東方貿易が活発し, …	十字軍(1096~1270)の派遣を機に東方貿易が活発 <b>化</b> し, …				
3	18	3行目	47市(2016年現在)	<b>60市(2020年現在)</b>				
3	18	4~6行目	また, 人口20万人以上で~権限が委譲されている.	削除				
2	23	2.1 9行目	…健全で…	… <b>健康</b> で…				
3	24	下から 2行目	…, いずれも法律や <b>条令</b> で定められ, …	…, いずれも法律や <b>条例</b> で定められ, …				
1	26	表2.1 中央部	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">計 画 合</td> <td>地方自治法</td> <td rowspan="2">市町村, 都道府県の総合計画 国土利用計画(市町村計画)</td> </tr> <tr> <td>国土利用計画法</td> </tr> </table>	計 画 合	地方自治法	市町村, 都道府県の総合計画 国土利用計画(市町村計画)	国土利用計画法	(誤) 地方自治法 → (正) 自治体条例
計 画 合	地方自治法	市町村, 都道府県の総合計画 国土利用計画(市町村計画)						
	国土利用計画法							
3	39	表2.4	欄外①のように修正					

				<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>データ項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①人口</td> <td>人口規模、DID、将来人口、人口増減、通勤・通学移動、昼間人口</td> </tr> <tr> <td>②産業</td> <td>産業・職業分類別就業者数、事業所数・従業員数・売上金額</td> </tr> <tr> <td>③土地利用</td> <td>区域区分の状況、土地利用現況、国有地の状況、宅地開発状況、農地転用状況、林地転用状況、新築動向、条例・協定、農林漁業関係施策適用状況</td> </tr> <tr> <td>④建物</td> <td>建物利用現況、大規模小売店舗等の立地状況、住宅の所有関係別・建て方別世帯数</td> </tr> <tr> <td>⑤都市施設</td> <td>都市施設の位置・内容等、道路の状況</td> </tr> <tr> <td>⑥交通</td> <td>主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度、自動車流動量、鉄道・路面電車等の状況、バスの状況</td> </tr> <tr> <td>⑦地価</td> <td>地価の状況</td> </tr> <tr> <td>⑧自然的環境等</td> <td>地形・水系・地質条件、気象の状況、緑の状況、レクリエーション施設の状況、動植物調査</td> </tr> <tr> <td>⑨公害及び災害</td> <td>災害の発生状況、防災拠点・避難場所、公害の発生状況</td> </tr> <tr> <td>⑩景観・歴史資源等</td> <td>観光の状況、景観・歴史資源等の状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 関係資料：国勢調査、工業統計、商業統計、住宅統計、建築動態の各調査、地価公示、その他</p>	分類	データ項目	①人口	人口規模、DID、将来人口、人口増減、通勤・通学移動、昼間人口	②産業	産業・職業分類別就業者数、事業所数・従業員数・売上金額	③土地利用	区域区分の状況、土地利用現況、国有地の状況、宅地開発状況、農地転用状況、林地転用状況、新築動向、条例・協定、農林漁業関係施策適用状況	④建物	建物利用現況、大規模小売店舗等の立地状況、住宅の所有関係別・建て方別世帯数	⑤都市施設	都市施設の位置・内容等、道路の状況	⑥交通	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度、自動車流動量、鉄道・路面電車等の状況、バスの状況	⑦地価	地価の状況	⑧自然的環境等	地形・水系・地質条件、気象の状況、緑の状況、レクリエーション施設の状況、動植物調査	⑨公害及び災害	災害の発生状況、防災拠点・避難場所、公害の発生状況	⑩景観・歴史資源等	観光の状況、景観・歴史資源等の状況
分類	データ項目																									
①人口	人口規模、DID、将来人口、人口増減、通勤・通学移動、昼間人口																									
②産業	産業・職業分類別就業者数、事業所数・従業員数・売上金額																									
③土地利用	区域区分の状況、土地利用現況、国有地の状況、宅地開発状況、農地転用状況、林地転用状況、新築動向、条例・協定、農林漁業関係施策適用状況																									
④建物	建物利用現況、大規模小売店舗等の立地状況、住宅の所有関係別・建て方別世帯数																									
⑤都市施設	都市施設の位置・内容等、道路の状況																									
⑥交通	主要な幹線の断面交通量・混雑度・旅行速度、自動車流動量、鉄道・路面電車等の状況、バスの状況																									
⑦地価	地価の状況																									
⑧自然的環境等	地形・水系・地質条件、気象の状況、緑の状況、レクリエーション施設の状況、動植物調査																									
⑨公害及び災害	災害の発生状況、防災拠点・避難場所、公害の発生状況																									
⑩景観・歴史資源等	観光の状況、景観・歴史資源等の状況																									
1	48	表 3.1	右の表に差し替え																							
1	56	11 行目	$m_n^{t(t+1)} = t$ 年から...	$m_n^{t(t+\delta)} = t$ 年から...																						
1	56	式 (3.1)	$\begin{Bmatrix} P_1^{(t+\delta)} \\ P_2^{(t+\delta)} \\ \vdots \\ P_N^{(t+\delta)} \end{Bmatrix} = \dots + \begin{Bmatrix} m_1^{t(t+1)} \\ m_2^{t(t+1)} \\ \vdots \\ m_N^{t(t+1)} \end{Bmatrix}$	$\begin{Bmatrix} P_1^{(t+\delta)} \\ P_2^{(t+\delta)} \\ \vdots \\ P_N^{(t+\delta)} \end{Bmatrix} = \dots + \begin{Bmatrix} m_1^{t(t+\delta)} \\ m_2^{t(t+\delta)} \\ \vdots \\ m_N^{t(t+\delta)} \end{Bmatrix}$																						
3	61	10, 11 行目	(土基法 6 条) (土基法 7, 8 条)	(土基法 7 条) (土基法 8, 9 条)																						
1	62	図 4.1 中央部		<p>(誤) 内閣総理大臣 → (正) 国土交通大臣</p>																						
2	63	表 4.2 第 1 章 1.	1. 市土の特性と土地利用の方向	1. 市土の特性と土地利用の動向																						

2	64	表 4.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 農用地[黄] <small>(農地, 採草放牧地)</small></td> <td>耕作の目的, あるいは主として耕作又は牧畜の事業のための採草や家畜の放牧目的に供される土地 (農地法 2 条)</td> </tr> <tr> <td>2. 森林[緑] <small>(国有林, 民有林)</small></td> <td>木材が集団して育成している土地及び木竹の集団的な育成に供される土地 (森林法 2 条 1 項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下は現状のママ)</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	定義	1. 農用地[黄] <small>(農地, 採草放牧地)</small>	耕作の目的, あるいは主として耕作又は牧畜の事業のための採草や家畜の放牧目的に供される土地 (農地法 2 条)	2. 森林[緑] <small>(国有林, 民有林)</small>	木材が集団して育成している土地及び木竹の集団的な育成に供される土地 (森林法 2 条 1 項)	(以下は現状のママ)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 農用地[黄] <small>(農地, 採草放牧地)</small></td> <td>耕作の目的, あるいは主として耕作又は<b>養畜</b>の事業のための採草や家畜の放牧目的に供される土地 (<b>農振法 3 条</b>)</td> </tr> <tr> <td>2. 森林[緑] <small>(国有林, 民有林)</small></td> <td><b>木竹が集積し生育</b>している土地及び木竹の<b>集団的生育</b>に供される土地 (森林法 2 条 1 項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下は現状のママ)</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	定義	1. 農用地[黄] <small>(農地, 採草放牧地)</small>	耕作の目的, あるいは主として耕作又は <b>養畜</b> の事業のための採草や家畜の放牧目的に供される土地 ( <b>農振法 3 条</b> )	2. 森林[緑] <small>(国有林, 民有林)</small>	<b>木竹が集積し生育</b> している土地及び木竹の <b>集団的生育</b> に供される土地 (森林法 2 条 1 項)	(以下は現状のママ)	
			利用区分	定義																
1. 農用地[黄] <small>(農地, 採草放牧地)</small>	耕作の目的, あるいは主として耕作又は牧畜の事業のための採草や家畜の放牧目的に供される土地 (農地法 2 条)																			
2. 森林[緑] <small>(国有林, 民有林)</small>	木材が集団して育成している土地及び木竹の集団的な育成に供される土地 (森林法 2 条 1 項)																			
(以下は現状のママ)																				
利用区分	定義																			
1. 農用地[黄] <small>(農地, 採草放牧地)</small>	耕作の目的, あるいは主として耕作又は <b>養畜</b> の事業のための採草や家畜の放牧目的に供される土地 ( <b>農振法 3 条</b> )																			
2. 森林[緑] <small>(国有林, 民有林)</small>	<b>木竹が集積し生育</b> している土地及び木竹の <b>集団的生育</b> に供される土地 (森林法 2 条 1 項)																			
(以下は現状のママ)																				
2	64	表 4.4 2.	…調査指導方針	… <b>調整</b> 指導方針																
2	65	図 4.3 中央列	農業域地	農業 <b>地域</b>																
1	66	図 4.4 下部		<table border="0"> <tr> <td>(誤)</td> <td>→</td> <td>(正)</td> </tr> <tr> <td>内閣総理大臣</td> <td>→</td> <td>国土交通大臣</td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td>→</td> <td>協議</td> </tr> <tr> <td>承認</td> <td>→</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	(誤)	→	(正)	内閣総理大臣	→	国土交通大臣	申請	→	協議	承認	→	(削除)				
(誤)	→	(正)																		
内閣総理大臣	→	国土交通大臣																		
申請	→	協議																		
承認	→	(削除)																		
1	74	6 行目	…に関連して特定保留地区を設定する考え方がある.	…に関連して一般保留と特定保留を設定する考え方がある.																
1	74	9 行目	…記載しておく. そのうえで, 計画的な市街地整備の…	…記載しておく. 一般保留は, 随時の市街化区域への編入にそなえるものである. 特定保留は計画的な市街地整備の…																
1	74	11 行目	…適切なきに市街化区域に編入する.	…適切なきに市街化区域に編入するものである.																
1	77	表 4.9 上部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用基準</th> <th>適合と認める内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 用途地域等</td> <td>・用途地域, 特別用途地区, <b>特別用途制限地域</b>, 流通業務地区, 臨港地区分区の用途制限に適合</td> </tr> </tbody> </table>	適用基準	適合と認める内容	1. 用途地域等	・用途地域, 特別用途地区, <b>特別用途制限地域</b> , 流通業務地区, 臨港地区分区の用途制限に適合	<table border="0"> <tr> <td>(誤)</td> <td>→</td> <td>(正)</td> </tr> <tr> <td>特別用途制限地域</td> <td>→</td> <td>特定用途制限地域</td> </tr> </table>	(誤)	→	(正)	特別用途制限地域	→	特定用途制限地域						
適用基準	適合と認める内容																			
1. 用途地域等	・用途地域, 特別用途地区, <b>特別用途制限地域</b> , 流通業務地区, 臨港地区分区の用途制限に適合																			
(誤)	→	(正)																		
特別用途制限地域	→	特定用途制限地域																		
1	77	表 4.9 下部	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>8. 災害危険区域等排除*</td> <td>災害危険区域, <b>土砂災害特別計画区域</b>等の土地を含まない</td> </tr> <tr> <td>9. 樹木保存, 表土保全</td> <td>1 ha 以上の開発行為では環境保全のため樹木保全, 表土保全等の措置が講ぜられる設計である</td> </tr> </tbody> </table>	8. 災害危険区域等排除*	災害危険区域, <b>土砂災害特別計画区域</b> 等の土地を含まない	9. 樹木保存, 表土保全	1 ha 以上の開発行為では環境保全のため樹木保全, 表土保全等の措置が講ぜられる設計である	<table border="0"> <tr> <td>(誤)</td> <td>→</td> <td>(正)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別計画区域等</td> <td>→</td> <td>土砂災害特別警戒区域等</td> </tr> </table>	(誤)	→	(正)	土砂災害特別計画区域等	→	土砂災害特別警戒区域等						
8. 災害危険区域等排除*	災害危険区域, <b>土砂災害特別計画区域</b> 等の土地を含まない																			
9. 樹木保存, 表土保全	1 ha 以上の開発行為では環境保全のため樹木保全, 表土保全等の措置が講ぜられる設計である																			
(誤)	→	(正)																		
土砂災害特別計画区域等	→	土砂災害特別警戒区域等																		
1	79	表 4.11 キャプション	表 4.11 都市計画区域等における開発行為の要否と…	表 4.11 都市計画区域等における開発許可の要否と…																

1	80	下から 3行目	なお、4.6.1項の②，③の除外規定はここでも適用され，許可の基準は，表 4.9，4.10 の基準における例に準じて，10 m <sup>2</sup> 以内の建築物や附属建築物（車庫等）など政令に定められるものである。	なお，農業等，鉄道等の建築物や，都市計画事業，非常災害応急措置，仮設，埋立事業，通常等の管理等の建物等の新築，改築，用途の変更，第一種特定工作物の新設はこの限りでない（4.6.1項の②，③の除外規定参照）．許可の基準は，表 4.9，4.10 の基準における例に準じて，政令に定められるものである。																																										
3	87	下から 10～9行目	そして，1992年の改正で，住居系3区分が7区分に細分され，合計12区分となり今日に至っている。	また，1992年の改正では，住居系3区分が7区分になり，2018年に田園住居が加わり8区分となった。																																										
3	88	1行目	住居系7種類のうち，…	住居系8種類のうち，…																																										
3	88	3行目	…，第一種，第二種，準の3種類の住居地域は，…	…，第一種，第二種，準，田園住居の4種類の住居地域は，…																																										
3	88	6行目	商業，工業施設の混在を認める…	商業，工業施設，農業施設の混在を認める…																																										
3	88	表 5.3	(住居系の一番下に1行挿入)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途地域</th> <th>定義</th> <th>略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田園住居地域</td> <td>農業の推進とそれに調和の低層住宅環境を護る地域</td> <td>田園住居</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域	定義	略称	田園住居地域	農業の推進とそれに調和の低層住宅環境を護る地域	田園住居																																				
用途地域	定義	略称																																												
田園住居地域	農業の推進とそれに調和の低層住宅環境を護る地域	田園住居																																												
3	90	表 5.4	(注の5として挿入)	5. 田園住居は、“い”に，農業関連施設と農産物等の販売・飲食店等（500 m <sup>2</sup> 以内），150 m <sup>2</sup> 以内の店舗・飲食店等，以上の建築附属物が建築できる。																																										
3	92	表 5.5	(表の下部を欄外②のように修正)																																											
3	95	5行目	…，一度で12に区分することは…	…，一度で13に区分することは…																																										
3	101	13行目	(都計9条14)	(都計9条15)																																										
1	108	下から 7行目	…人の動きは通過交通を除く	…人の動きに関し通過交通を除く																																										
1	109	表 6.2 中央部	<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 作業修理</li> <li>6. 農耕漁業</li> <li>7. 社交，帰校，私用その他</li> <li>8. 買物</li> <li>9. 私事用務</li> <li>10. 帰社</li> <li>11. 通勤（復）</li> <li>12. 通学（復）</li> <li>13. 帰宅1（3，4，5より）</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>業務1</td> <td>業務1</td> <td>業務</td> </tr> <tr> <td>業務2</td> <td>業務2</td> <td>業務</td> </tr> <tr> <td>私用1</td> <td>私用</td> <td>私用</td> </tr> <tr> <td>私用2</td> <td>私用</td> <td>私用</td> </tr> <tr> <td>通勤（復）</td> <td>通勤（復）</td> <td>通勤・通学（復）</td> </tr> <tr> <td>業務帰宅</td> <td>通勤（復）</td> <td>通勤・通学（復）</td> </tr> <tr> <td>通学（復）</td> <td>通学（復）</td> <td>通勤・通学（復）</td> </tr> </tbody> </table>	業務1	業務1	業務	業務2	業務2	業務	私用1	私用	私用	私用2	私用	私用	通勤（復）	通勤（復）	通勤・通学（復）	業務帰宅	通勤（復）	通勤・通学（復）	通学（復）	通学（復）	通勤・通学（復）	<ul style="list-style-type: none"> <li>5. 作業修理</li> <li>6. 農耕漁業</li> <li>7. 社交，帰校，私用その他</li> <li>8. 買物</li> <li>9. 私事用務</li> <li>10. 帰社</li> <li>11. 通勤（復）</li> <li>12. 通学（復）</li> <li>13. 帰宅1（3，4，5より）</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>業務1</td> <td>業務1</td> <td>業務</td> </tr> <tr> <td>業務2</td> <td>業務2</td> <td>業務</td> </tr> <tr> <td>私用1</td> <td>私用</td> <td>私用</td> </tr> <tr> <td>私用2</td> <td>私用</td> <td>私用</td> </tr> <tr> <td>通勤（復）</td> <td>通勤（復）</td> <td>通勤・通学（復）</td> </tr> <tr> <td>業務帰宅</td> <td>通勤（復）</td> <td>通勤・通学（復）</td> </tr> <tr> <td>通学（復）</td> <td>通学（復）</td> <td>通勤・通学（復）</td> </tr> </tbody> </table>	業務1	業務1	業務	業務2	業務2	業務	私用1	私用	私用	私用2	私用	私用	通勤（復）	通勤（復）	通勤・通学（復）	業務帰宅	通勤（復）	通勤・通学（復）	通学（復）	通学（復）	通勤・通学（復）
業務1	業務1	業務																																												
業務2	業務2	業務																																												
私用1	私用	私用																																												
私用2	私用	私用																																												
通勤（復）	通勤（復）	通勤・通学（復）																																												
業務帰宅	通勤（復）	通勤・通学（復）																																												
通学（復）	通学（復）	通勤・通学（復）																																												
業務1	業務1	業務																																												
業務2	業務2	業務																																												
私用1	私用	私用																																												
私用2	私用	私用																																												
通勤（復）	通勤（復）	通勤・通学（復）																																												
業務帰宅	通勤（復）	通勤・通学（復）																																												
通学（復）	通学（復）	通勤・通学（復）																																												

1	128	6行目	である（自動車ターミナル法2条2）.	である（自動車ターミナル法2条4）.								
1	131	2行目	青空駐車（昼間12時間以上、夜間8時間以上の連続路上駐車）は…	青空駐車（12時間以上、夜間は8時間以上の連続路上駐車）は…								
1	138	1行目	…地区があり、それが緑化重点地区である	…地区があり、それが重点的に緑化を推進する地区（緑化重点地区）である								
1	138	5行目	また、保全配慮地区の指定がある	また、緑地の保全配慮地区（保全配慮地区）を定める								
1	139	表7.4 上部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域・地区</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地保全地域</td> <td>都市計画、準都市計画の区域内の相当規模の緑地の保全地域</td> </tr> <tr> <td>特別緑地保全地区</td> <td>都市計画区域内で特に良好な緑地環境を有する区域の保全地区</td> </tr> <tr> <td>保全配慮地区</td> <td>緑化保全地域、特別緑地保全地区以外の区域で重点的に緑地保全に配慮する地区</td> </tr> </tbody> </table>	地域・地区	内容	緑地保全地域	都市計画、準都市計画の区域内の相当規模の緑地の保全地域	特別緑地保全地区	都市計画区域内で特に良好な緑地環境を有する区域の保全地区	保全配慮地区	緑化保全地域、特別緑地保全地区以外の区域で重点的に緑地保全に配慮する地区	<p>(誤) 緑化保全地域 → (正) 緑地保全地域</p>
地域・地区	内容											
緑地保全地域	都市計画、準都市計画の区域内の相当規模の緑地の保全地域											
特別緑地保全地区	都市計画区域内で特に良好な緑地環境を有する区域の保全地区											
保全配慮地区	緑化保全地域、特別緑地保全地区以外の区域で重点的に緑地保全に配慮する地区											
3	141	7.4.1節 3行目	(都計9条21項)	(都計9条22項)								
1	143	表7.6 中央部	<b>3. 市民農園施設の設置その他の市民農園の運営に関する事項</b>	3. 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項								
1	162	下から 4行目	関して互いに対応するよう…	関して互いに照応するよう…								
1	170	最下行	高騰を招くなどで事業の推進に支障をきたすことがある.	高騰を招く、無秩序な開発が進むなどで事業の推進に支障をきたすことがある.								
3	176	図9.7(b)	(用途地域) 2種低層	2種低層, 田園住居								
1	180	1行目	地区計画は良好な住環境や…	つまり、地区計画は良好な住環境や…								
1	181	8行目	右を追加	④ その他、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの.								
1	187	下から 7行目	一方、5.4.2項に述べたように…	一方、5.4.2項、9.7.3項に述べたように…								



2	191	図 11.1 第 5 部 の囲み	調査研究の充	調査研究の <b>充実</b>
1	213	8 行目	…大規模事故編，雪害編などが立案されている。	…大規模事故編，雪害編，原子力災害編などが立案されている。
1	217	14 行目	…その反省から津波法（2011 年）が制定され，	…その反省から津波防災法（2011 年）が制定され，
1	217	16 行目	国土交通大臣が基本方針を定め，…	国土交通大臣が基本指針を定め，…
1	217	図 13.4 上部	<b>国土交通大臣：基本方針（津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針）</b>	国土交通大臣：基本指針（津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針）

欄外①

(a) 都市計画法	(b) 建築基準法
<b>第 1 章 総則</b> <b>第 2 章 都市計画</b> 第 1 節 都市計画の内容 第 2 節 都市計画の決定及び変更 <b>第 3 章 都市計制限等</b> 第 1 節 開発行為等の規制 第 1 節の二 田園住居地域内における建築等の規制 第 1 節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制 第 2 節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制 第 3 節 風致地区内における建築等の規制 第 4 節 地区計画等の区域内における建築等の規制 第 5 節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等 <b>第 4 章 都市計画事業</b> 第 1 節 都市計画事業の許可等 第 2 節 都市計画事業の施行 第 5 章 都市施設等整備協定 第 6 章 都市計画協力団体 第 7 章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等 第 8 章 雑則 第 9 章 罰則 附則	第 1 章 総則 第 2 章 建築物の敷地、構造及び建築設備 <b>第 3 章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途</b> 第 1 節 総則 第 2 節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等 第 3 節 建築物の用途 第 4 節 建築物の敷地及び構造 第 4 節の二 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区及び特定用途誘導地区 第 5 節 防火地域及び準防火地域 第 5 節の二 特定防災街区整備地区 第 6 節 景観地区 第 7 節 地区計画等の区域 第 8 節 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造 第 3 章の二 型式適合認定等 第 4 章 建築協定 第 4 章の二 指定建築基準適合判定資格者検定機関等 第 4 章の三 建築基準適合判定資格等の登録 第 5 章 建築審査会 第 6 章 雑則 第 7 章 罰則 附則

欄外②

日影規制	対象建築物	軒高 7 m 超または 3 階以上	高さ 10 m 超	高さ 10 m 超	軒高 7 m 超または 3 階以上	高さ 10 m 超	
	地盤面からの測定高 (m)	1.5	4, 6.5	4, 6.5	1.5	4	
	規制値 (10 m 以内の時間)	3, 4, 5	4, 5	4, 5	3, 4, 5		
	規制値 (10 m 超の時間)	2, 2.5, 3	2.5, 3	2.5, 3	2, 2.5, 3		
敷地規模規制の下限值 (m <sup>2</sup> )		200 以下の値					

注) \*：近商、商業以外は、容積率 200% 以下に 20 m、200 超 300% 以下 25 m、300 超 400% 以下 30 m、400% 超 35 m を適用。  
近商、商業地域は、容積率 400% 以下に 20 m、400 超 600% 以下 25 m、600 超 800% 以下 30 m、800 超 1000% 以下 35 m、1000 超 1100% 以下 40 m、1100 超 1200% 以下 45 m、1200% 超 50 m を適用。田園住居は基本的に 1 種低層に同じ。